横浜市屋外広告物条例施行規則の一部改正等に関する意見公募要領

横浜市屋外広告物条例施行規則の一部改正等にあたり、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和4年1月4日(火)から令和4年2月3日(木)まで

2 意見提出方法

御意見は「意見投稿用紙」に御記入のうえ、次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス: tb-okugai@city.yokohama.jp 横浜市都市整備局景観調整課 屋外広告物担当あて ※メールの件名は「意見公募」と明記してください。

(2) 郵送又は持参の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 29階 横浜市都市整備局景観調整課 屋外広告物担当あて ※持参の場合、受付時間は平日午前8時45分から午後5時15分までです。

(3) FAXの場合

FAX番号: 045-550-4935

横浜市都市整備局景観調整課 屋外広告物担当あて

3 注意事項

- (1) いただきました御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただきました御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子 メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御了承く ださい。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、 御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見 公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって 適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市都市整備局景観調整課 屋外広告物担当

電話番号: 045-671-2648

※電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。